

別表十七（三の三）の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第66条の7第1項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成29年旧措置法第68条の91第1項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 各欄中金額を記載するものにあつては、特定外国子会社等の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。

3 「 $(6) \times \frac{(11) \text{ 又は } (12)}{(8) + (9) + (10)} 13$ 」は、平成29年旧措置法第66条の6第1項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）又は第68条の90第1項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合にあつては「又は(12)」を消し、平成29年旧措置法第66条の6第4項又は第68条の90第4項の規定の適用を受ける場合にあつては「(11) 又は」を消します。

4 「(11) と (13) のうち少ない金額又は (12) と (13) のうち少ない金額14」は、平成29年旧措置法第66条の6第1項又は第68条の90第1項の規定の適用を受ける場合にあつては「又は(12) と (13) のうち少ない金額」を消し、平成29年旧措置法第66条の6第4項又は第68条の90第4項の規定の適用を受ける場合にあつては「(11) と (13) のうち少ない金額又は」を消します。

5 平成元年4月1日前に開始した事業年度において昭和63年改正前の措置法第66条の6第1項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する課税対象留保金額に係る平成29年

旧措置法第66条の7第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は平成29年旧措置法第68条の91第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額が同日以後に開始した事業年度又は平成15年3月31日以後に終了する連結事業年度において増額された場合にあつては、「(11) と (13) のうち少ない金額又は (12) と (13) のうち少ない金額14」とあるのは、「(13) の金額14」として記載します。

6 「外国法人税額が異動した場合」の各欄は、特定外国子会社等の適用対象金額を有する事業年度又は連結事業年度につき当期に更正等により外国法人税が課された場合又は減額された場合に、その増額又は減額された外国法人税額のうち課税対象金額又は個別課税対象金額に対応するもの（課税対象金額又は個別課税対象金額に相当する金額を限度とします。）につき平成29年旧措置法第66条の7第1項又は第68条の91第1項の規定による外国税額の控除を受け、又は平成29年改正前の措置法令（以下「平成29年旧措置法令」といいます。）第39条の18第6項若しくは平成29年旧措置法令第39条の118第6項の規定により減額控除対象外国法人税額の計算をするときに記載します。

7 「(14) < (15) の場合17」及び「課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額又は個別課税対象金額等に係る個別控除対象外国法人税額18」の括弧内には、その本書の金額の円換算額を記載します。

8 内国法人が平成29年旧措置法第66条の9の3第1項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成29年旧措置法第68条の93の3第1項（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。